横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| 　　　（第１条から第５条まで省略） | 　　　（第１条から第５条まで省略） |
| （屋外への出口、避難通路等） | （屋外への出口、避難通路等） |
| 第６条　（第１項から第３項まで省略）４　前３項の規定は、増築等をする場合その他これに類する場合で、市長が避難の安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。 | 第６条　（第１項から第３項まで省略）４　前３項の規定は、増築等又は用途の変更をする場合で、市長が避難の安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。 |
| 　　　（第６条の２から第26条まで省略）　（出口及び廊下等）第27条　（第１項から第５項まで省略）６　第４項の規定は、増築等をする場合その他これに類する場合で、市長が避難の安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。 | 　　　（第６条の２から第26条まで省略）　（出口及び廊下等）第27条　（第１項から第５項まで省略）６　第４項の規定は、増築等又は用途の変更をする場合で、市長が避難の安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。 |
| 　（屋外への出口等）第28条　（第１項から第３項まで省略）４　第２項の規定は、増築等をする場合その他これに類する場合で、市長が避難の安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。 | 　（屋外への出口等）第28条　（第１項から第３項まで省略）４　第２項の規定は、増築等又は用途の変更をする場合で、市長が避難の安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。 |
| 　　　（第29条から第55条まで省略）　（既存建築物に対する制限の緩和）第56条　（第１項省略）２　法第３条第２項の規定により第13条、第15条、第19条、第20条、第25条、第26条、第27条第１項若しくは第２項、第30条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条又は第43条の２から第43条の４までの規定の適用を受けない建築物であって、令第117条第２項各号に掲げる建築物の部分（以下この項において「独立部分」という。）が２以上あるものについて増築等をする場合においては、法第３条第３項第３号及び第４号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。　　　（第３項及び第４項省略）５　法第３条第２項の規定により第４条の３第１項から第４項までの規定の適用を受けない建築物に係る増築等又は用途の変更（住戸及び住室の増加を伴わないものに限る。）については、法第３条第３項第３号及び第４号並びに法第87条第３項の規定にかかわらず、第４条の３第１項から第４項までの規定は、適用しない。６　法第３条第２項の規定により第53条の３から第53条の５までの規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更については、法第87条第３項の規定にかかわらず、第53条の３から第53条の５までの規定は、適用しない。 | 　　　（第29条から第55条まで省略）（既存建築物の増築等に対する制限の緩和）第56条　（第１項省略）２　法第３条第２項の規定により第13条、第15条、第19条、第20条、第25条（第４項を除く。）、第26条、第27条第１項若しくは第２項、第30条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条又は第43条の２から第43条の４までの規定の適用を受けない建築物であって、令第117条第２項各号に掲げる建築物の部分（以下この項及び次条第１項において「独立部分」という。）が２以上あるものについて増築等をする場合においては、法第３条第３項第３号及び第４号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。　　　（第３項及び第４項省略）５　法第３条第２項の規定により第４条の３第１項から第４項までの規定の適用を受けない建築物に係る増築等（住戸及び住室の増加を伴わないものに限る。）については、法第３条第３項第３号及び第４号の規定にかかわらず、第４条の３第１項から第４項までの規定は、適用しない。 |
|  | 　（既存建築物の用途の変更に対する制限の緩和）第56条の２　法第３条第２項の規定により第６条第１項、第６条の２、第13条、第19条、第20条、第23条第２項、第27条第１項若しくは第２項、第28条第１項、第33条第２項、第34条から第35条まで、第36条（第３項を除く。）、第37条から第40条まで、第43条の２から第43条の４まで、第50条第３号又は第51条の規定の適用を受けない建築物であって、独立部分が２以上あるものについて用途の変更をする場合においては、法第87条第３項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。２　法第３条第２項の規定により第20条の２の規定の適用を受けない建築物について用途の変更をする場合においては、法第87条第３項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする部分以外の部分に対しては、第20条の２の規定は、適用しない。３　法第３条第２項の規定により第４条の３第１項から第４項まで、第７条、第16条第２項、第21条、第22条、第23条の４第２項若しくは第３項、第28条第３項、第36条第３項、第41条、第45条、第46条、第49条第２項、第50条第１号若しくは第２号又は第53条の３から第53条の５までの規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更（第４条の３第１項から第４項までの規定の適用を受けない建築物にあっては、住戸及び住室の増加を伴わないものに限る。）については、法第87条第３項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。 |
| 　（特定の用途に供する部分の床面積の合計に算入しない面積）第56条の２　（本文省略） | 　（特定の用途に供する部分の床面積の合計に算入しない面積）第56条の３　（本文省略） |
| 　（道に関する基準）第56条の３　（本文省略） | 　（道に関する基準）第56条の４　（本文省略） |
| 　（道路の変更又は廃止）第56条の４　（本文省略）第56条の５　削除　　　（以下省略） | 　（道路の変更又は廃止）第56条の５　（本文省略）　　　（以下省略） |